

令和4年度 第1回 益城町都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 令和5年2月24日(金) 10時00分～11時10分
- 2 開催場所 益城町役場 会議棟2階大会議室
- 3 議案 第1号 熊本都市計画地区計画(益城町複合防災)の決定(益城町決定)について
- 4 出席委員
熊本大学教授
熊本大学准教授
上益城農協代表理事常務
益城町商工会会長
益城町議会議長
 〃 総務常任委員長
 〃 建設経済常任委員長
 〃 福祉常任委員長
上益城地域振興局長
御船警察署交通課長(代理出席)
益城町区長会会長
柿本 竜治
星野 裕司
松本 和文
住永 金司
稲田 忠則
中川 公則
 榮 正敏
吉村 建文
 森 博昭
宮村 幸聖
森永 安生
- 5 出席職員
町長
都市計画課長
 〃 都市計画係長
 〃 参事
 〃 主査
 〃 主査
 〃 主事
新庁舎等建設課長補佐
西村 博則
齊藤 計介
丸山 伸二
姫野 幸徳
柴田 昭博
倉岡 泰也
川前 岳士
内村 康成
- 6 開催形態 全部公開
- 7 傍聴者数 0名

【 開 会 】

事務局 皆様おはようございます。定刻となりましたので、只今から「令和4年度第1回益城町都市計画審議会」を開会いたします。本日、進行を務めます都市計画課の柴田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、始めに西村町長がご挨拶申し上げます。

町長 皆様おはようございます。本日は、たいへんお忙しいなか、益城町都市計画審議会にご出席いただきありがとうございます。また、日頃は町の復旧復興業務や都市計画事業に関し、ご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、平成28年熊本地震からの復旧復興状況に目を向けますと、本年3月に待望の役場新庁舎が完成し5月の連休明けから業務を開始する予定としています。その周辺には「震災記念公園」や「交通広場」を順次整備してまいります。そのほか、「県道熊本高森線4車線化事業」や「益城中央被災市街地復興土地区画整理事業」は着実に進展しており、今後も事業が完了するまで県と連携して進めてまいります。

今回の審議会では、役場仮庁舎の跡地に、熊本地震により被災した「益城町公民館」「男女共同参画センター」「地域ふれあいセンター」を複合化し防災機能を加えた施設を再建する「益城町複合防災地区計画の決定」に関する審議をお願いするものです。

委員の皆さまには、充分ご審議いただきますようお願いいたしますとともに、引き続き、町の復旧復興に向けた取組みに対し、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。続きまして、次第の3、委嘱状交付でございますが、審議会委員の任期は3年となっております。前回の委員の皆様の任期が令和3年度いっぱいとなっております。令和4年度から現在の委員の皆様の任期がスタートしておりますが、委嘱状の交付は通常審議会開催時に行っております。今日が令和4年度の第1回の都市計画審議会となりましたので、遅くなりましたが、本日委嘱状の交付をさせていただきます。

また、交付につきましては、皆様に交付すべきところではありますが、時間の都合もございますので、代表して熊本大学の柿本先生に交付させていただきます。それでは、柿本先生中央にお進みください。

【町長から委嘱状の交付】

事務局 委員の皆様には、机上に配布させていただいておりますのでご確認ください。ここで、西村町長は公務がございますので退席させていただきます。

【西村町長退出】

事務局 冒頭に申しましたとおり、撮影や録音はここまでとさせていただきます。委員の方には、今回新たになられた方もおられますので、再任の委員様も含めまして自己紹介をお願いしたいと思います。

【委員自己紹介】

事務局 ありがとうございます。次に、定足数についてご報告します。本日、委員定数 12 名のうち 11 名の出席となっております。よって、益城町都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、審議会を開催できる定員数に達していることをご報告いたします。

続きまして、会長選任でございますが、審議会条例第 5 条の規定により、会長は学識経験者の委員のなかから互選によって定めることとなっておりますが、委員の皆様にご異議がなければ、事務局から推薦させていただきますが、よろしいでしょうか。

出席委員 異議なし。

事務局 ありがとうございます。それでは、熊本大学の柿本先生を推薦させていただきます。よろしいでしょうか。

出席委員 異議なし。

事務局 ありがとうございます。では、柿本委員よろしくお願い致します。会長席へお進みください。柿本会長、ご挨拶をお願い致します。

柿本会長 皆様おはようございます。改めまして熊本大学の柿本です。
町長の冒頭のご挨拶でもありましたとおり、もう 4 月で熊本地震から 7 年が経過します。様々な復興事業が進んでおり、中心部では庁舎や周辺施設の完成がまもなくというところですよ。
一方で皆様ご存じのとおり、菊陽町に TSMC という大きな企業が進出し、土地利用の需要が大きく変化しています。都市計画はこのような状況に対応し、土地の利用を上手く活用していくものです。今後の益城町の発展に大きく関係してきますので、できる限り慎重に審議して参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。続きまして副会長の選任ですが、審議会条例第 5 条第 3 項に会長が指名するとなっておりますので、会長よりご指名お願ひします。

柿本会長 それでは、副会長を選任させていただきたいと思ひます。星野委員を指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

出席委員 意義なし。

柿本会長 では、星野委員副会長をよろしくお願ひいたします。

事務局 続きまして、次第の 6、審議でございますが、会長が議長となるとなっております。ここからの議事進行は、柿本会長にお願ひいたします。

柿本会長 それでは、審議に入りたいと思ひます。議案第 1 号「熊本都市計画地区計画（益城町複合防災）の決定」について、事務局から議案の説明をお願ひします。

【議案説明】

姫野参事 都市計画課の姫野と申します。それでは、地区計画の策定について着座にて説明させていただきます。

それではご説明させていただきます。まず、地区地区計画の制度について説明します。地区計画は、都市計画法に定められた計画の一つで、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合っ

たきめ細かい規制を行う制度です。区域の指定された用途地域の規制を強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図ります。地区計画を定めると、これまでのまちづくりのルールである建築基準法等の制限の一部が地区計画の内容に置き変わることで、建築行為や開発行為を行う場合に守らなければならない地区独自のルールが決定されます。

次に市街化調整区域における地区計画についてです。市街化調整区域は、都市計画法上開発を抑制する区域と定められており、都市的土地利用が厳しく規制されています。全国的な人口減少社会が問題視され、市街化調整区域においても既存集落の人口減少・少子高齢化が顕在化されるなか、地区計画などを用いて市街化調整区域の概念を守りながら地域活力の維持・活性化を図ることができます。益城町においては、令和3年5月に地区計画策定基本方針・計画基準が改正されており、市街化調整区域内での地区計画の種類は、「住居系」、「非住居系」、「災害復興系」に大別されています。益城町複合防災地区計画は、災害復興系で進めています。

次に、上位計画における地区の位置付けについて説明します。始めに、地区の現状についてです。当地区は、木山都市拠点の北部に位置し、周辺には学校給食センターなど公共施設が配置され、都市計画道路惣領木山線など道路網が形成されています。次に、益城町の都市計画マスタープランについてです。当地区は、浸水想定区域より内陸部で安全な場所として、複合防災拠点に位置付けています。

次に、地区計画における土地利用の方針について説明します。当地区は、震災により被災した住宅地の移転及び復興の進展等のための、宅地分譲、災害公営住宅や防災公園等の公共施設、生活利便施設や復興に寄与する産業施設等を設置し、秩序ある土地利用を図る災害復興ゾーンに位置づけています。

次に、熊本都市計画地区計画（益城町複合防災）の決定（益城町決定）の議案の説明に入ります。配布しております資料には、地区計画の位置を示した都市計画総括図、地区施設を示した計画図があります。また、参考資料として航空写真等も配布しております。

次に、地区計画の策定理由について説明します。当地区は、木山都市拠点の北側に位置しており、地区周辺部には都市計画道路惣領木山線、木山宮園線の道路網が形成されています。また、市街化区域に近接し、周辺には町立幼稚園、災害公営住宅や学校給食センターが立地していることからインフラ整備も整っています。「第6次益城町総合計画」では、計画的な土地利用推進の基本方針として新住宅エリアの整備推進を図る

ことを掲げており、復興に寄与する住宅や商業・サービス・防災・公共機能を配置するとしています。また、「益城町都市計画マスタープラン」では、当地区は土地利用検討エリアに位置しており、市街化調整区域の基本的な考え方の下、計画的で秩序ある土地利用を誘導し都市的土地利用を目指すこととしています。

本計画は、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により被災した「益城町公民館」「益城町男女共同参画センター」「地域ふれあいセンター」を複合化し防災機能を付加した施設として再建するもので、そのことにより地域の日常利便と安全・安心を確保し、周辺環境と調和した良好でゆとりある住環境の形成を図るものです。

次に、地区計画の計画書について説明します。地区計画の名称は、益城町複合防災地区計画。位置は、益城町大字木山字下辻地内。面積は、約 1.1ha です。

地区計画の目標としましては、平成 28 年熊本地震により被災した「中央公民館」「男女共同参画センター」「地域ふれあい交流館」の 3 つの日常生活に必要な施設を複合化し防災機能を持たせ再建するとともに、豊かな自然環境と調和し、計画的で秩序ある都市的土地利用を目指すとしています。

次に、区域の整備・開発及び保全に関する方針についてです。土地利用方針は、周辺の住宅環境、景観、農業との調和に配慮した複合防災施設としての発展を期するため、芝生広場など適切に配置し、ゆとりと潤いのある複合防災拠点の形成と合理的な土地利用を図ることにしています。

地区施設の整備方針は、区画道路、芝生広場、調整池を配置し、良好な周辺環境の維持保全を図ることにしています。建築物などの整備の方針は、良好な複合防災施設を創造するために、建築物などの用途の制限、建ぺい率及び容積率の最高限度、壁面位置の制限、高さの最高限度並びに建築物などの形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を定めることにしています。

次に、地区整備計画についてです。地区施設の配置及び規模は、道路は幅員 7.0m、延長約 95m です。公園は 1 箇所面積約 1,845 m²です。調整池は 1 箇所面積約 400 m²地下式となります。防火水槽は 40t が 1 基となります。

建築物等の用途は、公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館、子育て支援施設、防災施設、前各号の建築物に付属する物置又は車庫、駐輪場等としています。容積率の最高限度は 80%、建ぺい率の

最高限度は40%にしています。

壁面の位置の制限は、建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界及び敷地境界までの水平距離は、1m以上としています。建築物等の高さの最高限度は、10mとしています。建築物等の形態又は意匠の制限は、建築物の屋根、外壁等の形態、意匠及び色彩は、原色を避け、周辺地域の環境や景観に調和したものとしています。垣又は柵の構造の制限は、道路に面する部分の垣若しくは柵の構造は、生垣若しくは透視可能な柵等とし、周辺景観に調和したものとしています。

都市計画の策定の経緯概要について説明いたします。まず、原案の説明会を、令和4年10月27日と10月30日に開催しています。参加者は11名で特に意見はありませんでした。

次に、原案の公告縦覧を令和4年11月1日から11月14日に、意見書の受付を令和4年11月1日から11月21日に行っています。また、計画案の公告縦覧と意見書の受付を令和5年1月10日から1月23日に行っています。意見書の提出はありませんでした。

次に、本日の都市計画審議会となります。都市計画法に基づく公告縦覧の終了後、第三者からなる都市計画審議会により、都市計画を決める前にその案について調査・審議を行うものです。

最後に、地区計画の都市計画決定となります。本日の都市計画審議会の審議を経て、異議ない旨の答申を頂きましたら、熊本県と都市計画法に基づく同意協議を行います。同意が得られたら、都市計画決定を行い、都市計画の種類、土地の区域、縦覧場所を告示します。これにより、今回策定する地区計画が法的に効力を発生することになります。

最後に、これまで説明いたしました都市計画の策定の経緯概要をスケジュールでまとめておりますので、ご確認ください。

以上で議案の説明を終わります。

柿本会長 ありがとうございます。それでは只今説明いただきました内容について、審議を行います。質疑・意見等ありませんか。

柿本会長 災害復興ゾーンについて、今回の地区計画区域を含め将来的には市街化区域へ編入される予定と考えますが、その場合の用途地域のイメージはどのように考えていますか。今回の地区計画は、建ぺい率が40%、容積率が80%と厳しい規制内容となっています。この地域に用途地域を設定する場合、災害復興ゾーンの説明で商業系や業務系は難しいのではないですか。

丸山係長 質疑ありがとうございます。都市計画課の丸山です。ただいまの質疑は、市街化調整区域に地区計画を設定することで、将来的な土地利用としてどのような用途地域を設定するかという内容と考えます。

町の都市計画マスタープランにおいて、当地域を土地利用検討エリアに位置づけております。市街化調整区域は、原則として市街化を抑制し守るべきエリアとなりますが、そのなかにも土地利用を保留するエリアや、町として将来的に開発を見込むエリアなどがあると考えております。今回の土地利用検討エリアについては、町として将来的に開発を見込むエリアとして位置づけをしております。参考図に記載しておりますが、周辺地域では都市計画道路網を都市計画決定しております。このような都市計画道路沿線については、将来的にそれに見合った商業業務的な土地利用も必要と考えております。

今回の複合防災地区計画につきましては、その内容を整備施設に限定して計画を設定しており、中央公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館などに限定した土地利用としております。よって、建ぺい率 40%、容積率 80%と厳しい建築規制となっており、市街化区域であれば第一種低層住居専用地域と同等の規制となっております。しかし、その周辺には幼稚園や災害公営住宅など立地しておりますので、将来的な用途地域につきましては、周辺道路網や公共施設などに見合う用途地域が必要と考えています。

柿本会長 わかりました。今後隣接する地域で地区計画などを計画されると思いますが、隣接の地区計画の用途や建築条件に合わせ設定することが多いように見受けられます。しかし、地区計画内容については、合わせるだけでなく将来的な土地利用を踏まえ検討してください。今回は建ぺい率 40%、容積率 80%以上に設定できますが、限定的な利用を想定した土地利用計画となるので厳しい条件で計画されています。厳しい条件で私は問題ないと思いますが、今後困らないようにしっかりと検討してください。他に何かありませんか。

星野副会長 一般的に、広い土地があるからと町の端に大きな施設を整備すると、交通の流れなどの変化で不具合が発生することがあります。今回の場合は、既に役場があるので、現状以上に賑わうことは想定できませんが、現在役場仮設庁舎があることで、不具合や課題はありますか。

森永委員 不具合があるかないかということですが、大いにあると思います。木山中心のまちづくりをされているので、広崎は見捨てられています。昨年4月に調査した数値となりますが、飯野校区 1019 世帯、広安校区 7619 世帯、木山校区 2148 世帯、福田校区 645 世帯、津森校区 707 世帯。広安校区の広崎地区だけで、その他校区を合計した世帯よりも多い状況です。町の人口のおよそ 67%が広安校区に集まっています。しかし、物事を考える際には木山を中心に考えています。皆様方の家がどこにあるのか存じません。このような考えで計画を立てても、屁にもなりません。阿蘇くまもと空港前に駐車場を整備されていますが、始めに道路をどのように整備するか検討しなければいけない。

広崎地区の区画整理地で 400 世帯が整備され家が建ち始めています。そのような条件を出さずにこのような計画を出されても、書類はきれいにまとまっていますが、私のような頭の悪い人間には分かりません。これはもう一度再考してほしい。益城町全体を眺めて、例えば畑がある地区、農家の地区、商業地区、工業地区、それらを適切に見極めて都市計画を立てていただきたい。頭のよい方がやられていると思いますが、何も住民からの意見を聞いていません。ましてや、区長の意見は全然聞いていない。自分たちだけで計画を立てて、このように実施しますと説明する。今日の会議は何を説明するのかなと思っていた。

今後は、若い人が減り年寄りが増えます。このようななか、土地を所有している年寄りが田畑を耕していたが、後を継ぐ若い人が出て行ってしまい、利用できない土地になります。そのような状況を見た上で、説明をしてほしいと思います。そのようなことであれば、私も色々と検討できますが、このような中途半端な資料で意見をくださいというのが問題です。もう一度考えていただきたい。私の意見はここまでです。

柿本会長 事務局から、町の都市計画マスタープランや総合計画などの建て付けと本計画との関係性を簡単に説明願います。

丸山係長 ただいまご質問いただきました件について、町の全体計画がどのようなになっているのか、また都市計画や地区計画策定との関連性はどうかという内容と考えますので、説明させていただきます。

始めに、町の全体計画として益城町総合計画があり、現在改訂を進めているところです。総合計画では、震災後の復興計画などを組み込みながら、町全体の方針を記載しております。また、総合計画を作る際には、住民アンケート調査やパブリックコメントを実施し、住民の皆様の意見

を反映し策定を進めます。この中で、人口の偏りも承知しておりますが、歴史的な背景や全町的な配置を考慮し、木山地区には町の中心として都市拠点置いております。また、広安校区はアクセス性等を考慮し、惣領地区に地域拠点を置いています。

この総合計画を基本に、町都市計画マスタープランを作成しており、都市計画の方針や具体の道路整備といった都市施設等の将来的な都市構造について記載させていただいております。

今回の地区計画におきましては、総合計画や都市計画マスタープランなどの大きな計画に整合させながら、進めてさせていただいております。

柿本会長 総合計画のなかで、人口の推計や今後の町の施策など明示しています。道路につきましては、都市計画マスタープランにおいてこのように将来的に整備していきますと明示しているところです。

地区計画の手続きのなかで、公告・縦覧があり、住民の皆さんのご意見を頂戴する機会がありますが、なかなか住民の方の意見を頂戴することは難しいところがあります。しかし、計画策定を進めていくときの町の見せ方にも課題があるかと思えます。今後住民の方への見せ方を工夫してほしい。そうしないと、住民の方の理解は得られないため対応をお願いします。他に何かありませんか。

住永委員 都市計画道路益城東西線について、私は75歳になるがこの計画は、高校生の時くらいからあり、未だ完成していない。やる気があるのか。また、都市計画道路南北線も事業を進めていると思うが、まだ測量もしていないと思う。完成は100年後になるのか。益城ほど何もできないところはない。

柿本会長 都市計画道路の今後の整備予定について如何。

丸山係長 ご意見ありがとうございます。都市計画道路についてご意見をいただいたかと思えます。都市計画道路につきましては、木山宮園線、益城東西線、南北線、第二南北線は熊本地震後の平成30年に、防災ネットワークの整備ということで都市計画決定を行っています。

木山宮園線は、元々県道でありましたが、都市計画決定がなされておりますので、十分な幅員を確保した道路の整備を木山・宮園地区で行われている復興区画整理事業と併せて、役場庁舎前など整備を進めているところです。

益城東西線は、辻の城の区画整理事業により整備された街区道路で、まずは木山宮園線まで繋げる整備を町街路課が進めているところです。今後、都市計画として十分な道路網の整備を行っていきたいと考えております。

稲田委員 本日は、議題として都市計画決定の計画案の審議ということであるため、それ以外のことについては、次の会議のなかで発言していただいて、この計画に対しての意見を発言し、前に進めていかないといけないと思うため、よろしくお願いします。

柿本会長 今回は地区計画の審議となりますが、町全体の都市計画の中の位置付けも理解いただきながら、特に周辺の都市計画など状況を理解いただきながら、審議を進めたいと思いますのでよろしくお願いします。
他に何かありませんか。

松本委員 本計画は市街化調整区域で行うということで、近隣には農地が多く存在している。整備を行っていくなかで、近隣農家さんの生産に影響が出ないように対応をお願いしたい。

柿本会長 事務局は、十分な対応をお願いする。他に何かありませんか。

吉村委員 複合防災施設の建設に伴う地区計画ということで、現在、益城町内の各地域を回らせていただいているのだが、そのなかで住民の方の意見として、益城町には公園が少ないという意見が多い。先日、杉堂地区に潮井自然公園に大型遊具が整備され、土日には家族連れでとても賑わっている。これまで、保育園児や幼稚園児が遠足する公園がないということがあったが、潮井自然公園や惣領地区にも整備予定の公園ができてくると非常に良いと考える。また、本計画内にも公園ができるということであるため、大変良いのではないかと思う。

1点だけ質問します。計画書内の建築物等の用途の制限について、公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館、子育て支援施設、防災施設など記載しているが、整備予定の複合防災施設の管理を行う主管課はどこになるのか。

内村課長補佐 新庁舎等建設課の内村です。ただいま吉村委員から頂きましたご意見は、本計画で整備する施設の管理主管課はどこになるのかというご意見

かと思えます。まず、本計画で整備する施設は、主として、益城町公民館が面積を多く占めています。公民館の管理は生涯学習課が主管課でありますので、生涯学習課と調整を行っているところです。

柿本会長 他に何かありませんか。

榮委員 今回の計画地は、町の防災拠点になるとのことであるが、ライフラインの確保はどうなっているのか。電気は発電機で対応と伺っているが、熊本地震の際は、町に十数個の井戸がありますが幸いにも井戸自体が壊れることはなく、発電機を利用し水を供給することができた。

しかし、私が水道工事で、熊本市の公園地下に口径 200 mm程の水道管を公園地下に引き込み敷地を利用して延長を延ばし本管に戻したことがある。そこに常時水道を流すことで、災害時は緊急遮断弁により何万トンも貯水できる施設となる。小さな発電機があれば水を供給できる。新庁舎建設の際にも駐車場に整備できないかと提案したが設計中なので整備できないとのことだった。防災拠点ということで、再度提案したい。

内村課長補佐 ただいまの榮議員のご質疑について、防災施設を整備してはどうかというご提案と考えます。新庁舎の建設においても、委員からはご提案頂いておりましたが、今回の複合施設については、災害時の水道管破損による飲料水の不具合で利用できない事態を想定し、飲料用に利用できる井戸も含めて検討中です。また、トイレにも井水を利用することとしていますので、飲用に利用する地下貯水槽の整備は想定せずに、町の地域防災計画に合わせながら整備を進めたいと考えております。

榮委員 井戸を整備して対応するとの事でしたが、熊本地震において、宮園の井戸は100%近くやられてしまいました。どのようにして水を貯めておくかが課題です。水道の水は常時動いていますので、地震の時は遮断弁がおりて、新鮮な水が溜まります。熊本市の公園で実際に整備されている。井戸が壊れることも想定してほしい。ペットボトルなどでの供給もあるかもしれませんが、地域住民の生命を守るという意味でも、防災拠点として整備するのであれば、一度検討をお願いしたい。

柿本会長 町の防災計画と整合を図りながら、検討を進めていくことをお願いします。他に何かありませんか。

森委員 多くの世代の方が利用できるよう道路網としても車の利用を考慮しており、非常に良い計画と思います。公共交通機関の利用はどのように検討しているのか。

内村課長補佐 森委員のご質疑について、どのような公共交通の利用を図るのかとの内容と考えます。町としましては、地域公共交通網計画に沿って仮設庁舎へのバスの乗り入れなど公共交通の利用を図っております。現在仮設庁舎を通過しています路線バスにつきましては、複合施設建設の工事着手に向けて公共交通を継続し、路線確保を行うために企画財政課と打合せを行っているところです。また、施設整備後は図面に記載していますが、玄関から出たところにバス停を設けバス利用に対応しております。また、様々な公共交通の発展を見込み、乗り合いタクシーも含めた計画に対応できる施設整備計画としているところです。町としても地区計画を策定したいと考えます。

柿本会長 他に何かありませんか。

中川委員 今回の計画は防災関係ということで、例えば、施設屋上をヘリポートにするなど総合的な施設整備の検討はなされているのか。先ほど榮委員が意見されたように、地下に水道整備し水を確保するなど、防災について検討されているのか。

内村課長補佐 町の地域防災計画、防災面についての検討がなされているのかというご質問かと思えます。ヘリポートなどの大規模な計画は考えていないところです。各施設の災害復興となりますので、屋上ヘリポートなどを整備すると事業費も多くかかってくるため、難しいところです。しかし、防災機能を備えた必要最低限のものは整備することとしています。

柿本会長 他に何かありませんか。

榮委員 道路について、グランメッセ木山線に面している道路は良いと思いますが、南側にある農地に隣接する狭い道路の拡幅は、将来行う予定はあるのか。この部分を拡幅することで、グランメッセ線からの進入だけでなく、南側からのアクセス性が向上するのではないか。

丸山係長 ただいまのご質疑について、計画地南側の道路の拡幅を行う予定はあ

るのかというご質問かと思えます。今回の地区計画では、計画地西側の益城幼稚園との間の道路については、地区計画に併せて町道整備として工事を行うこととしております。計画地南側の道路などにつきましては、現状災害公営住宅の整備において拡幅されており、その先の狭隘道路は現状拡幅する計画はありません。今回ご意見をいただきましたので、担当課へお伝えさせていただきたいと思えます。

柿本会長 他に何かありませんか。

たくさんのご意見を頂戴しましたが、今回の地区計画についての重要なご意見はなかったかと思えます。計画地周辺の事について、たくさん意見を頂いたかと思えます。その点について、事務局で検討すべき点は検討願います。

柿本会長 それでは、議案第1号「熊本都市計画地区計画（益城町複合防災）の決定」については、原案のとおり答申してよろしいですか。

出席委員 異議なし。

柿本会長 御異議がないようですので、議案第1号「熊本都市計画地区計画（益城町複合防災）の決定」については、原案のとおり答申いたします。

【その他】

柿本会長 最後に、次第7「その他」とありますので、事務局から何かありますか。

丸山係長 事務局より1点ご連絡をさせていただきたいと思えます。今年度第2回目の都市計画審議会を3月20日（月）に開催させていただきたいと思えます。議案は3案ございます。

1つ目は、熊本空港周辺の以前テクノ仮設団地が設置されていましたが、県産業団地において、土地分譲に伴う区画変更が行われますので、それに合わせた地区計画の変更となります。

2つ目は、空港南側の空港関連ゾーンにて、広域交通結節点に即した土地利用を行うための地区計画の策定となります。

3つ目は、都市計画道路の変更について、現在、町の街路事業としまして益城東西線をはじめとした都市計画道路の整備を進めており、ラウンドアバウトや線形の変更などが生じておりますので、都市計画事業の変

更をさせていただきたいと思います。

現在、3案は都市計画法に基づく手続きを進めております。次回、委員の皆様にご審議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

柿本会長 事務局より、次回の都市計画審議会の案内について連絡をいただきました。何かご意見、ご質問はありませんか。

住永委員 県道高森線の4車線化、復興区画整理事業によって、益城町商工会の21店舗が廃業となっている。24店舗が営業を開始したものの、8店舗は町外移転となっている。行政が進めている事業で、廃業せざるを得ない事業者がいるのは如何なことか。昨日、商工会へ来られた方が泣くんですよ。かわいそうで仕方ありません。町民を守ることが行政の役割ではないのですか。その方が言うのは、どこにも移転する場所がない、だから廃業せざるを得ないとのことだった。そういった現状があることをしっかり知っていただきたい。

柿本会長 なかなか都市計画だけでは難しいことであるかと思いますが、商工関係も含めながら協力していかなければいけないと思います。ご意見ありがとうございます。他に何かありますか。

柿本会長 他に事務局からの報告等がなければ、以上をもちまして、予定しておりました日程は全て終了いたしました。本日、議決しました事項につきましては、後日町長あてに答申いたします。委員の皆様には、委員会の円滑な運営にご協力いただきありがとうございました。これ以降は議事の進行を事務局にお返しいたします。

事務局 柿本会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、活発なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

以上